

議案第9号

富津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月21日提出

富津市長 高橋 恭市

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項の規定に基づき、子どもの医療費の助成に関する事務及びひとり親家庭等の医療費等の助成に関する事務において個人番号を利用できることとするため、条例の一部を改正するものである。

富津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

富津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年富津市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条中「同表」を「、同表」に改め、同条を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

番号利用法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び市長が行う番号利用法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号利用法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第4条に次の1項を加える。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	富津市子ども医療費の助成に関する条例（平成22年富津市条例第13号）による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成19年富津市条例第3号）によるひとり親家庭等の医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	別表第1の1市長の項に掲げる事務	<p>医療保険給付関係情報（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報をいう。以下同じ。）であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報（地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。）であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。）であって規則で定めるもの</p> <p>母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費等の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p>
2 市長	別表第1の2市長の項に掲げる事務	<p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>富津市子ども医療費の助成に関する条例による子どもの医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p>

	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
--	---

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。